

半田市勤労者団体事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、勤労者団体が勤労者の福祉の増進のために実施する事業に対し交付する補助金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体は、労働者で組織され、本市の労働者福祉の推進に寄与する事業を行う団体で、次の要件を備えたものとする。

- (1) 団体の構成員が概ね20人以上であること。
- (2) 代表者又は役員についての定めがあること。
- (3) 定款又はこれに準ずる規約が定められていること。
- (4) 収支の経理が明確にされていること。
- (5) 営利を目的とする団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 会員の教養に関するもの
- (2) 文化及び体育活動に関するもの
- (3) 機関紙発行による情報提供に関するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、勤労者の福祉に関するもの

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものについては、補助の対象としない。

- (1) 一部少数団体員の利益となるもの
- (2) 本市における他の補助金の交付対象となるもの

(補助金の額)

第4条 交付する補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに半田市勤労者団体事業費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

- (3) 団体の規約
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認めた書類

(補助金交付の内定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めたときは、補助金額を内定するとともに所要条件を付し、申請者に対し、半田市勤労者団体事業費補助金交付内定通知書（様式第2）によりその旨を通知するものとする。

(事業計画の変更申請)

第7条 申請者は、当該補助事業についてその内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに半田市勤労者団体補助事業変更承認申請書（様式第3）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(実績報告書の提出)

第8条 申請者は、補助事業等が完了したときは、完了後30日以内又は翌年度4月5日のいずれか早い期日までに半田市勤労者団体事業費補助金実績報告書（様式第4）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定及び通知)

第9条 市長は、前条の報告書を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、半田市勤労者団体事業費補助金額確定通知書（様式第5）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 申請者は、前条の額確定通知書を受けたときは、速やかに補助金支払請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業完了前であっても、市長が特別の理由があると認めたときは、請求書を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、前項ただし書の規定により、請求書が提出されたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(交付の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部

若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、不正に補助金の交付を受けたとき。

(検査等)

第12条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

半田市勤労者団体事業費補助金交付申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

半田市勤労者団体事業費補助金交付要綱により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業名称	
補助申請額	円
事業費総額	円
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

(注) 事業計画書、収支予算書、その他指示された書類を添付してください。

年 月 日

様

半田市長

印

半田市勤労者団体事業費補助金交付内定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市勤労者団体事業費補助金については、
下記のとおり交付することに内定しましたので通知します。

記

1. 事業名称

2. 補助金交付内定額

3. 補助条件

(1) この補助金は、上記以外の目的に支出してはならない。

(2) 半田市勤労者団体事業費補助金交付要綱に違反し、補助事業の執行方法が不適当と市長が認めた時は、補助金の交付内定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

様式第3（第7条関係）

半田市勤労者団体補助事業変更承認申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付で半田市勤労者団体事業費補助金交付申請をしましたことについて、下記のとおり変更したいので承認くださるよう申請します。

記

事業名称	
変更又は 中止の理由	
変更内容	
変更後申請額	
既交付内定額	

様式第4（第8条関係）

半田市勤労者団体事業費補助金実績報告書

年 月 日

半 田 市 長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付で交付内定のありました下記事業を完了しましたので、関係書類を添え報告します。

記

事 業 名 称

（注）事業報告書、収支決算書、その他指示された書類を添付してください。

年 月 日

様

半 田 市 長 印

半田市勤労者団体事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました半田市勤労者団体事業費補助金については、下記のとおり金額が確定しましたので通知します。

記

1. 事 業 名 称

2. 補助金確定額

3. 補 助 条 件

- (1) この補助金は、上記以外の目的に支出してはならない。
- (2) 半田市勤労者団体事業費補助金交付要綱に違反し、補助事業の執行方法が不適当と市長が認めた時は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

様式第6（第10条関係）

補助金支払請求書

金 _____ 円

（但し、 年度 半田市勤労者団体事業費補助金として）

年 月 日

半田市長 様

所在地

団体名

代表者名

下記口座へ振込をお願いします。

金融機関名	銀行 金庫	本店 支店
口座種類	普通・当座	
口座番号		
口座名義	フリガナ	